

# ドイツにおける公訴時効制度の改正と 現に時効が進行中の事件の取扱いについて

## 1 概要

ドイツ（旧西ドイツ）では、公訴時効期間の延長や公訴時効の廃止について、遡及適用が認められている。

これは、第2次世界大戦終了前に犯されたいわゆるナチス犯罪の訴追を可能とするため、謀殺罪の公訴時効について、その期間の延長を繰り返し、最終的には廃止するに至った過程において、認められてきたものである（注）。

（注）このほか、公訴時効にかからない犯罪として、民族謀殺罪も挙げることができるが、同罪は、1954年に新設されたものであり、ナチス犯罪との関係では事後法に当たるため、ナチス犯罪には適用されない。

## 2 公訴時効制度の改正の経過等

### (1) 1965年の時効期間算定法

#### ア 概要

ナチスによって犯された謀殺罪（法定刑は無期自由刑。当時の公訴時効期間は20年）について、公訴時効の完成が迫ったため、これを実質的に延長したものの。

無期自由刑に当たる罪について、施行時に既に公訴時効が完成している場合を除き、ドイツ降伏の日（1945年5月8日）から西ドイツが成立した年の末日（1949年12月31日）まで時効が停止することとした。

#### イ 連邦憲法裁判所の決定（1969年2月26日第2部決定）

ドイツ連邦憲法裁判所は、この時効期間算定法について、

「基本法第103条第2項は遡及的な処罰も遡及的な刑の加重も禁止している。

これに対して、基本法第103条第2項は、基本法に則って処罰されると予告された行為について、訴追され、予告された科刑により処罰されることが許される期間がいつまでに経過するかについては何も述べていない。この規定は、刑事訴追が「いつの行為からされるか」に関するものであって、刑事訴追が「どのくらい長くされるか」に関するものではない。

どのような刑罰規範であっても、国家権力に基づいた、社会的・道徳的な、各刑罰規範により刑罰を科す在り方に関する無価値判断を含むものである。この無価値判断の具体的な内容は、構成要件と法定刑から生じる。両者は共に、基本法103条2項において法律で処罰できることの内容と

なっている。基本法103条2項その他の要求を十分に満たす憲法上、法律上の罰則規定、すなわち、それにより、ある行為を「可罰的な行為」とする規定によって、その行為は刑罰に脅かされる。その可罰性は法律上規定されることとなる。

ある行為の可罰性は、その訴追可能性の条件であり、その可罰性が事前に法定されている場合にのみ可罰的である。しかし、訴追可能であることは可罰的であることを意味するが、可罰的であることは訴追可能であることを意味しない。いったん行われた可罰的な行為は、事実上又は法律上の理由により訴追不可能になっても不法性を失うものではない。

基本法第103条第2項は、ある行為が可罰的であると宣告され得るための条件を規定している。時効法規は、可罰的であると宣告される行為がどの程度長く訴追されるべきかを規定している。時効法規は、行為の可罰性ではなく、その訴追可能性とのみ関係するものであるから、基本法第103条第2項による禁止の対象ではない；それゆえ、時効期間の延長又は廃止も同条項に抵触するものではない。」

などとして、1965年時効期間算定法は同項が規定する遡及処罰の禁止に反しないとした。

(注) ドイツ基本法第103条の規定は次のとおり。

第103条 [法的審問、刑法の遡及および二重処罰の禁止]

- (1) 何人も、裁判所において、法的審問を請求する権利を有する。
- (2) いかなる行為も、行為が行われる前に、法律で処罰できると規定されているのでなければ、処罰することができない。
- (3) 何人も、同一の行為について、一般刑法の根拠に基づいて、重ねて処罰されることはない。

## (2) 1969年の刑法改正法

謀殺罪の公訴時効期間を20年から30年に遡及的に延長した。

民族謀殺罪について、公訴時効を廃止したほか(注)、長期が10年を超える自由刑に当たる罪について、公訴時効期間を15年から20年に延長されたが、いずれの改正も遡及的に適用されている。

(注) 前記のとおり、民族謀殺罪はナチス犯罪には適用されないため、その遡及的廃止は重要な意味を持つものではなかったとされる。

## (3) 1979年の刑法改正法

謀殺罪について、公訴時効を遡及的に廃止した。